

平成30年12月10日
三次市福祉保健部社会福祉課

床下浸水被災者に対する

三次市災害見舞金の支給について

平成30年7月豪雨により被災された方について、この度、床下浸水にも対象を広げ、災害見舞金の支給を行うこととしました。

1 支給対象の要件

- ・三次市に住民登録をされ、現に居住されている方
- ・自己の所有または他人の所有にかかわらず、住家として自ら居住していた家屋が被災した方
- ・り災証明で「一部損壊（り災状況が床下浸水のみのもので）」と認められた方

2 支給額 3万円

3 受付期間 平成31年3月31日（日曜日）までの平日

4 受付窓口

り災証明書交付申請と同時受付：三次市役所市民部課税課（本庁本館1階）
り災証明書交付申請済みの方：三次市役所福祉保健部社会福祉課（本庁本館2階）

※ すでにより災証明書（一部損壊（り災状況が床下浸水のみのもので））の交付を受けておられる方や市で把握している該当者の方へは、申請書類等を送ります。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 福祉保健部 社会福祉課

社会福祉係(担当/小原, 鍛治)

電話番号:0824-62-6146 FAX番号:0824-62-6285

E-mail: fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号